

第1編 総規

○大隅肝属広域事務組合格約

平成21年3月2日

指令市町村第88号

肝属地区一般廃棄物処理組合格約(平成12年指令地第370号許可)の全部を変更する。

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）という。

(組織する地方公共団体)

第2条 組合は、鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	構成市町
1 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく火葬場施設の設置及び管理運営に関する事務	鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
2 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく介護認定審査会の審査判定業務に関する事務	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
3 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害程度区分認定審査会の審査判定業務に関する事務	
4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の処理及びこれに要する施設の設置及び管理運営に関する事務	

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、鹿屋市串良町下小原3893番地8に置く。

第2章 組合の議会

(議会の議員の定数)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、18人とする。

(関係市町の議員の選出区分及び選挙の方法)

第6条 関係市町から選出される組合議員の数は、関係市町から各3人とする。

2 前項の組合議員のうち、鹿屋市から選出される組合議員は、鹿屋市の議会において選挙された議員をもって充てるものとし、関係市町のうち鹿屋市を除く市町（以下「鹿屋市以外の市町」という。）から選出される組合議員は、当該市町の長及び当該市町の議会において選挙された当該市町の議員をもって充てる。

3 鹿屋市以外の市町の長に事故あるとき、又は欠けたときは、当該市町の長の職務代

理者が組合議員としての職務を代理する。

4 関係市町の議会において選挙された当該市町の議員（以下「議会選出の組合議員」という。）に欠員を生じたときは、当該市町の議会は直ちにその補欠選挙を行わなければならない。

5 前3項の規定により鹿屋市以外の市町の長が組合議員に就任したとき（職務代理者を置いた場合を含む。）、又は議会選出の組合議員の選挙が終わったときは、当該関係市町の長は、直ちにその結果を管理者及び議長に通知しなければならない。

（議員の任期及び失職）

第7条 組合議員の任期は、組合議員の属する当該関係市町の議員又は当該鹿屋市以外の市町の長の任期による。

2 組合議員が当該関係市町議会の議員又は当該鹿屋市以外の市町の長の職を失ったときは、その職を失う。

（議長及び副議長）

第8条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

（管理者）

第9条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、鹿屋市長をもって充て、その任期は、当該市長の任期による。

（副管理者及び会計管理者）

第10条 組合に副管理者及び会計管理者を置く。

2 副管理者は、鹿屋市の副市長をもって充て、その任期は、当該副市長の任期による。

3 会計管理者は、鹿屋市の会計管理者をもって充てる。

（事務局の設置及び職員）

第11条 組合の事務を処理するため事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

（監査委員の定数及び選任の方法）

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員の中から各1人を選任する。

（監査委員の任期）

第13条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任された者にあつては4年とし、組合議員の中から選任された者にあつては、組合議員の任期による。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、関係市町の負担金、その他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町の負担金の負担割合は、条例で定める。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、組合の議会の議決を経て、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

(事務の承継)

2 組合は、平成21年4月1日から解散する大隅中部火葬場組合及び肝属地区介護保険組合の事務を承継する。

(経過措置)

3 この規約の施行の日の前日において肝属地区一般廃棄物処理組合の議会の議員及び監査委員であった者は、この規約の施行の日にその職を失う。

4 この規約の施行の際、現に各関係市町の議会において組合の議会の予定議員に選出されている者は、この規約の施行の日において第6条第2項の規定により組合議員に選挙されたものとみなす。

